

老人ホーム多摩境 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団愛友会が開設する老人ホーム多摩境(以下「事業所」という。)が行う特定施設入居者生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、機能訓練指導員及び計画作成担当者(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

1. 特定施設入居者生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。
2. 特定施設入居者生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
3. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 老人ホーム 多摩境
- ② 所在地 東京都町田市小山ヶ丘3丁目26番2

(職員の種類、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(常勤勤務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者
生活相談員 1名(常勤兼務1名、計画作成担当者と兼務)
看護職員 2名(常勤専従1名、非常勤兼務1名、機能訓練指導員と兼務)
介護職員 人員配置基準に準拠する
計画作成担当者 1名(常勤兼務1名、生活相談員と兼務)
機能訓練指導員 1名(常勤兼務、看護職員と兼務)

従業者は、特定施設入居者生活介護の提供を行う。

(入所定員及び居室数)

第5条 特定施設入居者生活介護の入所定員78名、居室数は78室とする。

(特定施設入居者生活介護の内容及び利用料等)

第6条

1. 特定施設入居者生活介護の内容は次のとおりとし、特定施設入居者生活介護を提供した場合の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用規定相当額とする。
 - ① 入浴、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話
 - ② 日常生活動作の機能訓練
 - ③ 療養上の世話
 - ④ 健康チェック
2. おむつ代は、実費を徴収する。
3. 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第7条 生活相談員等は、利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
- ② 共有の施設設備では他の迷惑にならないよう利用する。

(緊急時等における対応方法)

第8条 生活相談員等は、特定施設入居者生活介護サービスの提供時に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに関係機関等に連絡等の措置を講じる。

(非常災害対策)

第9条

- 1 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。
- 2 前項の非常災害に際して講じた措置については記録を確保する。

(事故対策)

第10条

- 1 利用者に対する特定施設入居者生活介護サービスの提供により事故が発生した場合は、

- 市町村、利用者家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。
- 2 前項の事故状況及び事故に際して講じた措置については記録を確保する。
 - 3 事故発生状況及び原因について会議等で周知し、再発防止に努める。

(高齢者虐待)

第 11 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 施設（事業所）における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 2 施設（事業所）における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3 施設（事業所）において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年 2 回以上）実施すること。
- 4 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

(身体拘束)

第 12 条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(衛生管理等)

- 第 13 条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

- 第 14 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護〔指定予防通所事業〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 15 条

- 1 事業所は生活相談員等の質的向上のための研修の機会を設けるものとする。
 - ① 採用時研修 採用後 1 か月以内
 - ② 継続研修 年 6 回程度
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人愛友会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は平成 25 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 27 年 5 月 1 日から施行する。
この規程は平成 27 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は令和元年 10 月 1 日から施行する。
この規程は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。